

沖縄事業再生

11月 理事会・勉強会のご案内 (第88回)

2019年10月31日
沖縄事業再生研究会
代表理事 与世田兼稔、竹下勇夫

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室
日 時：2019年11月21日(木) 18:00~20:00

(理事会) 18:00~18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

(勉強会) 18:10~20:00

【テーマ】 沖縄の税制
～人頭税&琉球政府時代の税制&経済特区税制～

講 師：愛媛大学法文学部 教授 兼平裕子氏

【講演等の概要】

1972年の本土復帰後の沖縄に対する優遇税制は、沖縄戦による焦土からの復興、米国施政下で社会資本の整備の遅れ等の歴史的経緯に基づくものであった。それは沖縄県のみ集中して経済特区が形成されたことにつながる。しかし、そもそも、琉球王朝時代には特異な税制であった人頭税もあった。日本国憲法が適用されなかった琉球政府時代においても各種の税法は存在し、沖縄独自の慣習の影響や占領地ゆえの特異性をもちながらも、復帰後においても、今日的論点についての連続性が遮断されたわけではない。

以上の視点から、本勉強会では、沖縄の税制の特異性について分析・検討する。①中立な租税とされる人頭税の今日的役割、②琉球政府時代の税制について、割当土地や軍用地問題（伊江島反戦地主訴訟）、門中制度、サンマ事件等を取りあげる。③経済特区優遇税制は画期的な制度でありながら、なぜ有効な政策となっていないのかについても分析する。

【講師ご紹介】

兼平 裕子（かねひら ひろこ）

1978年広島大学政経学部法律政治学科卒業、2003年神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士（法学）。税理士を経て、2007年より愛媛大学法文学部准教授、2010年より教授。

単著として、『それでも環境税を払いたくなる本』（海象社、2009年）、『低炭素社会の法政策理論』（信山社、2010年）、『民法と税法の交錯』（愛媛大学法学研究叢書、2012年）、『借用概念と税務争訟』（清文社、2016年）、『英国司法審査とEU法』（成文堂、2019年）。

（紹介者：公認会計士 山内真樹）

※ご出欠連絡については、諸準備の都合上、本メール返信にて11月14日（木）までお願いいたします。

沖縄事業再生研究会（事務局）
日本公認会計士協会沖縄会
E-mail : okinawa@sec.jicpa.or.jp
k.yamanoha@sec.jicpa.or.jp

Tel 951-1820 Fax 951-1833
(担当：呉屋)

第 88 回勉強会

(2019 年 11 月 21 日)

沖縄の税制

～人頭税 & 琉球政府時代の税制 & 経済特区～

講師 愛媛大学法文学部 教授 兼平裕子氏
紹介者 公認会計士 山内眞樹 (参加者 19 名)

1972 年の本土復帰後の沖縄に対する優遇税制は、沖縄戦による焦土からの復興、米国施政下で社会資本の整備の遅れ等の歴史的経緯に基づくものであった。それは沖縄県のみ集中して経済特区が形成されたことにつながる。しかし、そもそも、琉球王朝時代には特異な税制であった人頭税もあった。日本国憲法が適用されなかった琉球政府時代においても各種の税法は存在し、沖縄独自の慣習の影響や占領地ゆえの特異性をもちながらも、復帰後においても、今日的論点についての連続性が遮断されたわけではない。

以上の視点から、本勉強会では、沖縄の税制の特異性について分析・検討する。(1) 中立な租税とされる人頭税の今日的役割、(2) 琉球政府時代の税制について、割当土地や軍用地問題 (伊江島反戦地主訴訟)、門中制度、サンマ事件等を取りあげる。(3) 経済特区優遇税制は画期的な制度でありながら、なぜ有効な政策となっていないのかについても分析するとして講義が行われた。

(1) 人頭税の今日的役割 (1637～1902 年)

1637 年 琉球王附が咲島 (宮古、八重山) 人頭税制を施行。定額であったため、不作期や人口や耕作地の増減が考慮されず、不公平感の強いものであった。近時においては、サッチャー政権のコミュニティ・チャージや住民税均等割りとして課す自治体から受けるサービスとも考えられるが住民の同意を得るのに困難さが伴う。

(2) 琉球政府時代の税制 (1945～1972 年)

沖縄戦による戸籍、登記制度の崩壊と米軍による広大な軍用地の撤収の中で、日本の税制を基礎にはしているが、課税原則とも言うべきものは、琉球政府章典にある「法の下での平等」のみで、日本の憲法にいう「租税法律主義」の適用はなかった。このような中で起きたサンマ事件は、納税者の正しい主張を無視する、琉球政府裁判所から米国民政府裁判所への移送による米国人優位の治外法権であり、現在の地位協定のよな感じがした。

(3) 経済特区優遇税制 (1972～)

沖縄の社会資本整備の遅れを埋め合わせる施策であり、経済金融特区、国際物流特区、情報特区が設けられたが、優遇税制と進出企業のミスマッチが生じている。

今後、一国二制度ともいえるほどの大胆な優遇税制として、使い勝手の良いものの改正と運用が期待される。

